

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成30年12月11日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 1時17分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子

大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海 成 和

針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 小 平 啓 佑 川 上 均 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 青 木 一 男 茂 呂 健 市

小久保 かおる 入 野 登志子 千 葉 正 弘

永 田 武 志 福 富 善 明 関 口 孫一郎

針 谷 正 夫 小 堀 良 江 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	若 菜	博
保健福祉部長	藤 田	正 人
子ども未来部長	松 本	静 男
市民生活課長	大 木	多 津 子
保険医療課長	間 中	正 幸
環境課長	櫻 井	茂
福祉総務課長	渡 辺	健 一
障がい福祉課長	吉 澤	洋 介
生活福祉課長	島 田	林 治
地域包括ケア推進課長	首 長	正 博
健康増進課主幹	白 石	孝 江
子育て支援課長	石 川	い づ み
子育て支援課主幹	清 水	孝 之
保育課長	小 川	稔

平成30年第5回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成30年12月11日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第114号 栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第115号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第116号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第117号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第123号 指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）
- 日程第 6 議案第124号 指定管理者の指定について（栃木市都賀地域活動支援センター）
- 日程第 7 議案第125号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター長寿園）
- 日程第 8 議案第126号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター泉寿園）
- 日程第 9 議案第127号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター福寿園）
- 日程第10 議案第128号 指定管理者の指定について（栃木市いまいずみ児童館）
- 日程第11 議案第129号 指定管理者の指定について（栃木市そのべ児童館）
- 日程第12 議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第106号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第107号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第15 陳情第 3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書
- 日程第16 陳情第 4号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第114号 栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご上程いただきました議案第114号 栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。議案書は20ページから21ページ、議案説明書は41ページから43ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、41ページをお開きください。議案第114号 栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。栃木市大平地域活動支援センターにつきましては、障がい者の福祉の向上に資するための施設として、創作的活動や生産活動の提供、日常生活に必要な社会性の訓練、社会との交流促進等のための事業を行う場として活用をいただいておりますが、大平地域においては、比較的障害者総合支援法の福祉サービスが充実し、利用者に応じた障がい福祉サービスへ移行可能であることから、地域活動支援センターを廃止し、当該建物を栃木市大平地域福祉センターの一部として使用するというものであります。これに伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条

例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要についてであります。42ページから43ページの条例改正新旧対照表をお開きください。まず、栃木市地域福祉センター条例の一部改正でありまして、別表第2において、栃木市大平地域福祉センターの施設、ボランティアルームを加え、使用料を定めるものであります。これは、大平地域活動支援センターのボランティアサロンを大平地域福祉センターのボランティアルームとして加えることから、既存のボランティアルームをボランティアルーム1とし、新たにボランティアルームとなる現在のボランティアサロンをボランティアルーム2とするものであります。

次に、栃木市地域活動支援センター条例の一部改正でありまして、第2条において、栃木市大平地域活動支援センター、愛称ほほえみ館を削るものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、20ページをお開きください。栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

21ページをお開きください。一部改正条文でありまして、附則といたしまして、本条例の施行日は平成31年4月1日とするものであります。

なお、内容の説明につきましては、先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 大平の地域活動センターを廃止ということなのですが、ここに通われていた利用者の方というのは大体何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今年度4月の段階で6名でございました。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） その方というのは、廃止されても大丈夫なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 6名の方につきましては、保護者会などでまず廃止の状況をご説

明して、また保護者、それから利用者の方を含めて、近隣の事業所の見学会、あるいは個別の相談会等を催しまして、今現在6名中4名が4月以降の通所先が決まっております。残る2名につきましては、お一人が来月入院をする予定なので、入院を終わって、その病状を見てから、次の日中活動の場所を決める。それから、1名の方につきましては、ご希望の事業所があるのですけれども、ご希望の事業所の定員数の関係で今調整中でございます。ただ、そちらにつきましても、3月の廃止までには次の事業所、日中の活動の場を提供できるように努力したいと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 地活に関しては、通おうと思ったら通える方がいらっしゃると思うのですが、6名の方というものは登録者の方というふうに考えていいのか、それとも実際継続的に通ってきていた方というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 6名の方につきましては、登録者でございます。1名の方は、登録はしているのだけれども、ほとんど通所をしていないという方でございます。基本的には、5名の方がご自分の体調に合わせて通所してきていますが、平均的には週4ないしは5ぐらいの通所のペースでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 地活と呼ばれているのですけれども、各地区に1つずつつくるよというふうな形だったと思うのですが、今回廃止するというのは栃木市として地域活動支援センターというものをどのように評価されているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 障害者自立支援法が制定された当時は、市町村に必須の事業として地域活動支援センターという事業が位置づけられておりましたので、合併前の町で設置をしていたものでございます。現在は、合併をしましたので、栃木市内に地域活動支援センターは、大平の地活センターを廃止しても存在をすることになります。

なお、位置づけとしましては、やはり障害者総合支援法に基づくサービスの就労移行であるとか、就労継続であるとか、そういった事業になかなかなじめない方たちが創作活動を行う、あるいはそういった工賃を得るための軽作業を行う等を含めて行う事業でございます。

精神障がいの方につきましては、そこに通所することによって生活のリズムを整える、あるいは人との交流をするというような意味合いを持っているかと思えます。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 私が聞きたいのは、減らすということはサービスを下げることなのですから、栃木市としてそれでいいと思っているのかということです。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 決してサービスを低下させるということではなくて、大平の地域活動支援センターができたときは、大平地区内に障がい者の方が通える事業所がなかったという時代背景があって、当時旧大平町で公設でつくった共同作業所でございます。今現在は、いろいろな通所の事業が大平地区から通える事業所がありますので、そういった事業所に通う、あるいは通うことができる人たちということなので、今回地活を廃止して、ほかの事業所でのご利用をお勧めしているものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） その理論でいくならば、栃木市にもあると思いますけれども、栃木市2つでしたか、3つでしたか、2つですね。栃木市も廃止するという理論になってくるのですけれども、その予定なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 旧栃木地区におきましては、公設でない民間のNPO法人の設立している地域活動支援センターが2カ所ございます。こちらは、やはり民間の事業でございますので、私どものほうから廃止をするとかということは考えておりません。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 利用者からするならば、事業主体が民間だろうと市であろうと同じサービスをするということなのですけれども、そこで今回は公営だから廃止するというふうな位置づけなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 先ほど申し上げましたけれども、いわゆる大平の地活の利用者の方につきましては、地域活動支援センターに通わなくても近隣のほかの事業所に通うことであることのほうがかえってその方たちの今後の日常生活、社会生活を送る上で有益と思って今回の事業廃止、いわゆる利用者がいなくなりますので、廃止という意向で進めております。

やはり近隣の事業所が増えていきますので、大平の地域活動支援センターに新たに通いたいという利用者の方もいないということもあるのも一つの要因であると思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 事業所がたくさんできて、そこに通ったほうがいいであろうということらしいのですけれども、というならば同じ状況は栃木地区でもあるし、ほかの地区でもそれなりに事業所ができてきているので、今回廃止するというものがこの地域活動センターの評価というものを本当に栃木市が的確に行っているのかという疑問も思うのですけれども、そこはきちんと行っていると、栃木市の福祉を守っていくという、そういうふうな気持ちでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） 地域活動支援センターの目的が、先ほど吉澤課長のほうから話があったとおりでして、地域活動支援センターにはそれなりの役割があると思います。大平の地活に関しましては、もう今定員が少ない状況で、これ以上また増えるという可能性も少ない中で、今現在の地域活動支援センター、藤岡と都賀と栃木の地活で十分その役割を担えるということで、決して地活の役割が薄れてきたという趣旨で市として廃止するものではないことは申し添えておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 6名の方が利用しているということで、今度4月から通うところが変わるわけですね。そうした環境の変化とか、そういうものに対してケアというのは、そういうのは考えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） お答えいたします。

ほかの就労継続であるとか生活介護の事業に移行する方たちございますので、担当の相談支援専門員がつきまして、サービス等利用計画を作成して支給決定を行うこととしております。でございますので、担当の相談支援専門員がいわゆる新たな事業所に通うことになった場合においてもフォローをしていくということで考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 6名の方というのは、大平に居住している方なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 6名とも大平地区の在住の方でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 変わることで通所の負担が増えるとか、そういう面では大平町にあるそういうサービス事業所を使うということでは、そんなに負担にならないと思うのですけれども、そこら辺は大丈夫なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ご希望の事業所が、大平地区の事業所を希望される方、あるいは岩舟地区、あるいは小山市の事業所へ通うことを希望されていらっしゃる。ただ、全ての事業所とも送迎をしておりますので、自宅と事業所間の送迎で通う予定でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、ちょっと変えまして、変えるというか、ボランティアルームのことで、すけれども、これはボランティアルームの使い方というのは、これはどういうふうな使い方になるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

ボランティアルームは、今後1と2という形になりますが、主に用途といたしましては、ボランティアルーム1にしましては、ボランティア団体の全般の利用する施設というふうなことで想定しております。

また、ボランティアルーム2につきましては、音訳用の録音機器等があることから、これまでもやっておったのですが、傾聴とか朗読等の地元ボランティア団体が利用していただくというふうなことで想定しております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ボランティアの方たちが使うということで、1時間520円使用料を取るわけですね。この使用料のあり方として、そういうボランティアが使うのに使用料を払うというのはいかななものかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 使用料は、それぞれ金額が設定してありますが、おおむねボランティア団体が使用される場合は減免の適用をしておりますので、無料にてほぼ対応しております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 別の利用目的で使う、ボランティアではなくて、そういったときに使うと520円取るという考え方でよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） ちょっと聞き忘れたのですけれども、この廃止を決めたのはいつの時点なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ちょっと済みません。記憶が定かではありませんが、平成28年度中に内部の意思決定をしたと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 実際平成28年、平成30年ですよ。今回この廃止をする条例を出すとしたのはいつでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） この廃止条例を出すというふうなことで意思決定したのは、おおむね今年度初めというふうに認識しております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 利用者の方への対応というのは、開始することによる対応というのはいつ始められたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 済みません。記憶ですけれども、間違いなく昨年度中、平成29年の1月から利用者の方へのご説明をしております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 平成30年度中。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 訂正いたします。平成30年の1月でございます。失礼しました。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） その際には、だから平成30年度中には閉鎖しますよということは伝えてあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 年度でいきますと平成29年度中に指定管理者、あるいは利用者の方、保護者の方にご説明をしております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 平成30年度末で終わりますよということを言っているということですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第115号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第115号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては22ページから23ページ、議案説明書は45ページから47ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の45ページをお開き願います。提案理由であります。介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、本条例は本年3月議会において、第7期介護保険事業計画に合わせ保険料の改定を行ったところであります。その後条文の中に取り入れております介護保険法施行令、いわゆる法令の引用条項に変更が生じたことから、引用条項を改めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

46ページ、47ページをお開きください。改正する内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。第3条が保険料率を定めたもので、本市は所得段階別12段階の保険料としております。第5段階が基準額となりますけれども、記載の第6号以降が第6段階以降という部分のところで、いわゆる本人に税が課税されており、基準額にプラスで料率が設定されるという方々の保険料となります。その保険料率区分を定めるものは、合計所得金額となりますが、その算定に特別控除の規定があり、その法令からの引用条文が現行にある38条の4から22条の2第2項に変更となったことによる改正でございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の22ページをお開き願います。このページは、条例改正の制定文でございます。議案第115号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

次の23ページの本文の内容は、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

一番下の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第115号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第116号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第116号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては24ページから25ページ、議案説明書は49ページから57ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の49ページをお開き願います。提案理由でございますが、介護保険法及び国の基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、1、訪問介護員等の定義を定めること、2、字句の整理を行うこと、3、引用条項を改めることとあります。

この改正も、さきの議案第115号と同様に、本年3月の条例改正後に変更となった国の基準等の改正に伴う追加の改正でございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の50ページ以降が新旧対照表でありますので、改正部分の説明をさせていただきます。51ページ、第6条は、いわゆる24時間巡回型のホームヘルパーの規定の部分でございまして、訪問介護員等の定義の変更がこちらでされております。従前の介護福祉士に限定されていたものから、介護職の入門的な研修である介護職員初任者研修修了者も含めた形で定義の明確化を図るものであります。

次の17条は、介護保険法施行規則を第6条の改正で明示したことによる字句の修正であります。

次に、53ページをお願いいたします。53ページの第47条は、夜間の巡回型のホームヘルプの関係で、第6条と同様の改正で、ホームヘルパー、訪問介護員の定義を定めたものでございます。

次の第68条の4号は字句の修正、6号につきましては認知症の規定が法令上第5条の2、第1項に変更となったことによる引用条項の変更であります。

次に、55ページ以降でございしますが、この55ページ以降につきましては、全て字句の修正でございしますので、以上で新旧対照表の説明を終了させていただきたいと思っております。

次に、議案書について説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の24ページをお開き願います。このページが議案第116号の制定文、25ページが改正の内容となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略をさせていただきます。

25ページ一番下の附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第116号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） この改正に該当するというか、当たる事業所というのは栃木市内にあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 1事業所のみ定期巡回・随時対応型訪問介護の事業所、こちらが蔵の街ひまわりの中で行っております安心ネットというところの巡回型のサービスになりますが、そちらが該当いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 今の説明を聞いて思ったのですけれども、改正前というものは政令で定める者は誰という意味で、こっちは初任者研修を受けた者というふうに、今までは初任者研修を受けていた人はできなかったというふうに考えてよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおりでございまして、いわゆる24時間、ある

いは夜間対応するサービスにつきましては、介護福祉士のみということで限定的な対応を行ってまいりましたが、事業が随分進んでまいりましたので、少し訪問介護員等の拡大も図るという部分のところで、初任者研修修了者までいわゆる条件が緩和されて拡大されてきたというような状況でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 普通年度初めに変わるのかなとは思うのですけれども、法律上。これは、なぜこういう時期がずれたというか、そういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護保険法の制定、改正そのものが年度末ぎりぎりになりまして、その後、まず先ほど申し上げました介護保険法施行令というのが本年8月1日に施行になっております。さらに、それに基づいて国の基準等が順次改正で送られてきまして、その関係で直近議会がこの12月になったものですから12月のほうに上程をさせていただいた形になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 初任者研修を修了した方も大丈夫だということで、この初任者研修というのはどんな研修をやるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） いわゆる昔のホームヘルパー2級というものに相当する研修でございます。大体100時間強の研修を受けた形で、このヘルパー業等に携わることができる資格になります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 24時間サービス、夜間の訪問という形になりますけれども、そこら辺の研修の内容で十分対応できるということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） もちろん介護福祉士にこしたことはないのですが、なかなか今介護人材を確保するのが難しい中で、国全体でこの事業が進んでいかないというところも踏まえ、国が改正をした形で、この初任者研修まで拡大をしているという状況になります。

ただ、本市におきましては、現在行っている1事業所は全て介護福祉士で対応いただいております。もちろん初任者研修修了でも十分でありますけれども、さらに職場研修等の充実強化というものは、私どもも一緒になり確認をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第117号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第117号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

議案書につきましては26ページから27ページ、議案説明書は59ページから61ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の59ページをお開き願います。まず、この非常に長い名前の条例でございますけれども、先ほど出ました地域密着型サービスというのは、要介護というふうに認定された方に対するサービス提供になります。こちらの地域密着型介護予防サービスというのは、要支援というふうに認定された方のサービスになります。要支援の方のサービスの場合につきましては、人員、設備、運営のほかにも、介護予防を効果的に行うための方法というものも基準で定めなくてはいけないという、そういう決めがございますので、このように非常に長い名前の条文になっている形でございます。

提案理由でございますけれども、法の一部改正に伴いまして、先ほど申し上げました条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、1、引用条項を改めること、2、字句の整理を行うことであります。本件もこれまでの改正と同様、本年3月条例改正後、引用条項等の変更が必要となったことによる条例の改正であります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の60ページ以降が新旧対照表であります。

61ページ、第5条は、先ほど説明した認知症の引用条文の変更であります。下段の第46条は、字句の修正であります。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の26ページをお開きください。このページが議案第117号の制定文、次の27ページが条例の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第117号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第117号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、議案第123号 指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ただいまご上程いただきました議案第123号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料、議案書39ページ及び議案説明書84ページをもとにご説明いたします。

では、議案説明書84ページからご説明いたします。提案理由、栃木市藤岡地域活動支援センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものでございます。

では、次に、議案書の説明をさせていただきます。議案書39ページをお開きください。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、栃木市藤岡地域活動支援センター。2、指定管理者に指定する団体、所在地、栃木市今泉町2丁目1番40号、名称社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者会長小林一成でございます。指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとしております。

なお、本件は、公募外選定で指定管理者を決定いたしました。その理由についてご説明いたします。地域活動支援センターは、障がい者が通所し、創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供する障害者総合支援法に基づく社会福祉施設でございます。施設の管理運営に当たっては、専門的な知識や経験を有するほか、利用者や利用者の保護者との信頼関係が強く求められております。社会福祉協議会は、現在指定管理者であり、専門の指導員を配置し、利用者への支援や相談を実施しており、利用者及びその保護者との信頼関係を構築しております。このため、新たな指定管理者と利用者との信頼関係を構築するには相当な時間を要すること、利用者の精神的安定を図る必要があること、及びこれまでの第3次実績評価でも総合評価Aと高い実績であることから、引き続き良好な管理運営が期待できるものと判断し、公募外選定とすることいたしました。

以上、議案第123号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） いろいろお世話になります。これは、藤岡町都賀にある藤作業所でよろしいですね。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 委員のおっしゃるとおりでございます。旧藤岡町で藤作業所とい

うことで共同の小規模作業所として運営していたものが、障害者自立支援法が制定されたときに地域活動支援センターとして名称を変更しております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今現在何名おるのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 今現在登録が7名でございます。昨年度の1年間の1日当たりの平均利用人員が4.8人でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 済みません。年齢はどのぐらい、幾つぐらいまでなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 今細かい資料は持ち合わせておりませんが、おおむね30代から60代、年齢はさまざまな方に利用していただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 済みませんが、定員は何名ぐらいですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 利用定員は20名以内となっております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 先ほどの議案で大平は、この地域活動支援センターを廃止しますよということなののですけれども、藤岡はやるということなのですが、その必要性というものはどこにあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 栃木市の南部に位置します藤岡地区におかれましては、やはり先ほどの大平地区とはちょっと状況が違って、障がい者の方が通所で利用できる事業所が近隣には少ないということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 近隣には少ないのかもしれませんが、送迎だとか、そういう利用もできるのではないですか。今さっき言われた理由なののですけれども、それは過去に大平の地域活動支援センターをやるというときにも同じような説明をされていたと思うのですけれども。同じ理由なのですが、大平は廃止するけれども、藤岡は維持するという基準というものがいまいまいちわからないのですけれども、もう一度お願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 合併前の旧大平、藤岡、都賀の3つの町におきまして、公設で指定管理による民営の地域活動支援センターが3カ所ございました。合併後も地域活動支援センターを維持してまいりましたけれども、障害者総合支援法上のほかの通所の事業が増えてきたということもありまして、大平の利用者の方につきましては、そのほかの事業所に行くこともできますし、またそのほかの事業所に移ることのほうがその方の日常生活、社会生活の上で向上が見込めるだろうということは、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、藤岡、それから都賀につきましては、市の北部でございますが、南部と北部につきましては、市内の中心部よりはなかなか通える事業所が少ないということで、この後の議案にもございますが、都賀と藤岡、南部と北部につきましては存続をしたいと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） これは、指定管理者の全体的なことに言えるのですけれども、同じ業者がずっとやっていて本当にいいのかという部分があるのですけれども、今回のこの議案ですけれども、3年で幾らの指定管理料になるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 藤岡の地域活動支援センターにつきましては、3年間の総額が3,840万3,000円でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連するのですけれども、指定管理者の制度の導入の理由としては、市民サービスの向上、また民間活力でそういった経費の削減ということがうたわれているのですけれども、先ほど3年間で3,800万円ほどということで、この指定管理料についてはどんな感じでしょうか。だんだん下がっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

マイクをお願いいたします。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 藤岡の地域活動支援センターにつきましては、減額でございます。前回の指定管理料より金額的には落ちております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その反面、やっぱりほとんど人件費というか、そこら辺がほとんどだと思っただけけれども、人件費の費用を落として経費を削減となると、働いている人たちに影響があるのだけれども、そこら辺の経費の削減というのはどういった形でなされているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 藤岡の地域活動支援センターが前回の経費より落ちた理由という

のは、やはり人件費が主なところではございますが、従来これまで3名の専任職員を配置していたものでございますが、1人は勤務時間数を短くして、いわゆる2.5人で管理運営ができるものとして算出したことによる減額でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 半分にされた方というか、そこら辺は人員的な、メンバー的には変わらないのかもしれないのだけれども、そこら辺納得しているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 栃木市社会福祉協議会の任用による職員さんでございますので、その分社会福祉協議会のほかの業務に従事していただくということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第6、議案第124号 指定管理者の指定について（栃木市都賀地域活動支援センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ただいまご上程いただきました議案第124号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料は、議案書40ページ及び議案説明書85ページをもとにご説明させていただきます。

初めに、議案説明書85ページでございますが、提案理由は先ほど藤岡の地域活動支援センターと

同じでございますので、省略させていただきます。

参照条文につきましても同様でございます。条文のほうを省略させていただきます。

次に、議案書40ページでございますが、前議案と同様に、本件は次のとおり指定管理者を選定することについて議決を求めるものでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、栃木市都賀地域活動支援センター、指定管理者に指定する団体、所在地、栃木市今泉町2丁目1番40号、名称社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者会長小林一成、指定期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

本件も前議案の藤岡センターと同様、公募外選定で指定管理者として決定をいたしました。その理由につきましても前議案同様、栃木市社会福祉協議会の指定管理であり、専門の指導員配置、利用者への支援、相談を実施しており、利用者、保護者との信頼関係の構築ができております。利用者の精神的な安定を図る必要があること及び第3次の実績評価でも総合評価Aと高い実績であることから、引き続き管理運営が適切にできるものと判断し、公募外選定とすることといたしました。

以上、議案第124号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） この施設に関しても、登録数と平均利用人数というものを教えていただけますか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 登録者が5名でございます。昨年度の平均利用が1日当たり2.6人でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 3年間の指定管理料というものは総額で幾らですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 総額3,325万8,000円でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 指定管理をする、しないという話なので、直接聞けるのか、聞いてもいいのかな、この職員というものは何名体制でやっているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 専従の支援員が2名、それから管理者1名でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 栃木市としては、適正な人数で、適正だと思われませんか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長、マイクをお願いいたします。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 地域活動支援センターには設備及び運営に関する基準を定める条例がございまして、こちらで専従の職員、指導員を2名以上、施設長1名という最低基準を設けてございます。

○委員長（古沢ちい子君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第7、議案第125号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター長寿園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第125号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては41ページ、議案説明書につきましては86ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の86ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市老人福祉センター長寿園の管理を行わせる指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の41ページをお開き願います。議案第125号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであ

ります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市老人福祉センター長寿園であります。また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会会長小林一成であります。指定期間につきましては、本件は公募でございましたので、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

以上で、議案第125号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） 今回の指定管理に何社応募してきたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 2社の応募がございました。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 5年間で総額幾らの指定管理料でしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、この後の一般会計の補正の部分のところで債務負担行為の上限設定の部分になりますが、その部分で計上しております長寿園につきましては5年間で1億8,673万1,000円でございます。

○委員長（古沢ちい子君） いかがですか、ほか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 価格点で社会福祉協議会のほうが、これを見ると安かったのでしょうか。メディカルフィットネスと比べて価格点の評価が90点ということで満点になっているのですけれども、ここら辺はいかがですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり非常に接戦ではありましたが、金額も社会福祉協議会のほうがわずかに安いという、そういう状況でございました。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第8、議案第126号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター泉寿園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第126号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては42ページ、議案説明書につきましては87ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の87ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市老人福祉センター泉寿園の管理を行わせる指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の42ページをお開き願います。議案第126号 指定管理者の指定についてであります。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市老人福祉センター泉寿園であります。また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市野中町553番地、株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表取締役早乙女勇であります。指定期間につきましては、こちらも公募でございますので、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

以上で、議案第126号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございますか。

内海委員。

○委員（内海成和君） これは、何社が公募に参加したのかというのを教えてください。

- 委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（首長正博君） 最終的には、このメディカルフィットネス1社になってしまいましたが、説明会の段階、それと応募の段階までは2社ございました。ただ、最終的に1社辞退をするという形で、1社という形の対応になっております。
- 委員長（古沢ちい子君） 内海委員。
- 委員（内海成和君） それと、これ議案なので聞かざるを得ないと私は思っているのですけれども、5年間の指定管理料というものは幾らでしょうか。
- 委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（首長正博君） 先ほどと同様の補正予算計上の上限の額でいいますと1億4,854万3,000円になります。
- 委員長（古沢ちい子君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） これまで社会福祉協議会が指定管理になっていたのですけれども、その点については働いている人とかについては何も問題はないということによろしいですか。
- 委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（首長正博君） 正式にこの議会でご承認をいただいた後からが正式な交渉というふうに思っておりますが、事前の段階から指定管理の募集に当たりまして、もし変わった場合には従前の従業員が希望するというのであれば、引き継ぐことを仕様の中に入れております。そのような部分で、基本的にはこれで指定管理者がかかわったことによって業を奪われるという人がないような、そういう配慮はしてまいりたいと思います。
- 委員長（古沢ちい子君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 同じような質問なのですけれども、メディカルフィットネスとちの木が初めて泉寿園を指定管理者に指定するという事なのですけれども、とちの木は運動公園の管理もやっていますけれども、この会社のよさというのはほかの会社よりあるのですか。
- 委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、メディカルフィットネスとちの木につきましては、類似の施設で藤岡地域にございます渡良瀬の里、こちらの指定管理者にもなっております。渡良瀬の里の指定管理を直営から引き継いだ後に、利用人員を多く伸ばすというような、そんな実績も上げている、そういうところでございます。私どもとすると、一番のメリットは、いわゆる介護予防的な部分のところ、高齢者の運動であるとか、あるいは介護予防的な、そのような取り組みというものが期待できるのかなというふうに思っておりまして、提案の内容の中でもそのような記載がされて、その部分について審査員からも評価を受けているというような状況でございます。
- 委員長（古沢ちい子君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） ぜひそういういいところを伸ばしていただけるようによろしくお願ひしたい

と思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第9、議案第127号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター福寿園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第127号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては43ページ、議案説明書につきましては88ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の88ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市老人福祉センター福寿園の管理を行わせる指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の43ページをお開き願います。議案第127号 指定管理者の指定についてであります。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市老人福祉センター福寿園であります。また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会会長小林一成であります。

指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

以上で、議案第127号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） 公募に際して何社応募したのかということと、この5年間の指定管理料を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） こちらにつきましては、1社の応募でございました。

また、5年間の指定管理料、債務負担行為の上限は1億5,811万3,000円であります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかはいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 福寿園については、子どもの居場所というのができましたよね。そこら辺の管理も一緒に含めた形になるわけですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 子どもの居場所の部分のところにつきましては、指定管理の範囲外という部分のところ、これは従前どおり子育て支援課のほうの所管する事業として対応する形になります。

先ほど応募が1社というふうに申し上げましたが、これは私どもの推測にすぎないところはございますけれども、子どもの居場所等の事業があるというのがほかの園と違う部分のところ、やはり対応の難しさ、そういうところも踏まえた形で、実績のある社協だけの応募になったものというふうに考えているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回泉寿園、福寿園、長寿園という老人福祉センターの指定管理の指定になるわけですが、前もった資料ですと、全部提案に至る特典とか指定管理料の価格点とか総合、それが違うのですけれども、そこら辺の基準というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それぞれ施設の規模も違いますし、今回採点の部分は、この後上程されますいわゆる児童館の部分のところがある施設、例えば長寿園とか泉寿園であれば、児童館のところも採点の中では同一の採点表の中で採点をするというようなことを行ってまいりましたので、それぞれにおいていわゆる点数が若干違ってきているというような、そういう状況になっております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第10、議案第128号 指定管理者の指定について（栃木市いまいずみ児童館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） ただいま上程いただきました議案第128号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は44ページ、議案説明書は89ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の89ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市いまいずみ児童館の管理を行わせる指定管理者を株式会社メディカルフィットネスとちの木に指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文については省略させていただきます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の44ページをお開き願います。下の欄になりますが、1として指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市いまいずみ児童館でございます。2番目の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市野中町553番地、名称株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表者代表取締役の早乙女勇でございます。3の指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） 公募に何社応札したのかわかるのですけれども、指定管理料は幾らになるのかというのをお願いします。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） 4,157万9,000円でございます。

1社でございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第11、議案第129号 指定管理者の指定について（栃木市そのべ児童館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） ただいま上程いただきました議案第129号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は45ページ、議案説明書は90ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の90ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市そのべ児童館の管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文については省略させていただきます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の45ページをお開き願います。下の段に移りますが、1として指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市そのべ児童館でございます。2番目の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市今泉町2丁目1番40号、名称社会福祉法人栃木市社会福祉協議会であります。代表者が会長の小林一成でございます。3の指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） 公募の応募者数と5年間の指定管理料を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） 公募は2社でございます。

指定管理料につきましては4,107万5,000円になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 社会福祉協議会が、この前の議会の研究会だったですか、そのときの説明を私ちょっと覚えているような気もするのですが、もう手いっぱいだと、社会福祉協議会が、ということになってきますと、やっぱりこの後というものが、5年間と3年間ありますけれども、社会福祉協議会のあり方そのものがもう手いっぱいというような状況だと当局のほうから説明があったものですから、その後の対策等というものは、本当に純粋な民間のところへ委託していくのか、これは今後の問題だと思いますけれども、考え方がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 社協の件は、私がたしか回答したと思いますので、私のほうでお答えさせていただきたいと思いますが、まずおっしゃるとおり社会福祉協議会の組織のあり方が今曲がり角に来ているというのは、我々多分共通認識として持っているところなのかなと思っています。

社協は、栃木市の場合、介護保険事業であるとか、この指定管理者であるとか、さまざまな事業を受託、あるいは自分で実施することによりまして非常に大きな組織になりました。ただ、大きな組織になったがゆえに、小回りがききにくくなってきた部分であるとか、あるいは介護保険事業が非常に財政上厳しい部分のところになってくる中で、年々経営状況が厳しいという、そういう状況にあるということも皆様ご承知のことなのだと思います。そういう中であって、やはり社会福祉協議会の今後のあり方については、市のほうも含めた形できちんと議論をしていかななくてはならない、そういうものと思っていますし、考え方からすれば、社会福祉協議会が本来最も力を発揮するであ

ろう、先ほど出たボランティアセンターであるとか、あるいは地域のさまざまな団体の支援であるとか、地域福祉活動と言われる部分のところに軸を置いていくというような、そういう形になっていくだろうと、そんな予測はしているところでございます。

そうなりますと、この公の施設の指定管理という部分のところがどうなってくるのかは一つの課題としてあるかと思いますが、指定管理、先ほど白石委員のほうからありましたようにコストの問題、あるいは利用者の利便性の向上という2つのことを実施をしていかななくてはならないという観点からすれば、単に民間だけで本当にいいのかについては議論の余地が残るところであろうかと思いますが、そもそも施設としてこれを指定管理にすることがいいのか、市が直営でやはりやるべきなのかということも含めて考えていかななくてはならない、あるいは施設の数が今本当にこの数でいいのか、多いのか少ないのか、そういうことも議論していかななくてはならない部分のところはあろうかと思っています。

それらの部分のところを、この残りの指定期間の間に私どもも真剣に考えながら、やはり今後のあり方というものは模索していくことが必要かなというふうな、現状ではそんな認識を持っているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 私もそのご意見には賛成する立場ですけれども、本当に市民のあるいは利用者、いろんな方の声を聞きながら、ぜひ福祉関係を充実させるためにはどうしたらいいのかということ、基本的なところから積み上げていって、3年ないし5年の間にぜひ結論を出していただきたいと思います。

要望です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第129号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 20 分)

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

(午前 11 時 30 分)

◎議案第 105 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第12、議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、歳出の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、栃木市第3次補正予算書36、37ページをお開きください。2款1項14目諸費につきましては、1億7,962万8,000円の増額であります。

23節償還金利子及び割引料、説明欄1行目、聖地公園永代使用料還付金につきましては、当初想定より墓所返還による還付金が多かったため、それに伴う不足分を増額補正するものであります。

説明欄2行目、国庫支出金返還金、福祉総務課につきましては、平成29年度に交付を受けました地域力強化推進事業に係る国庫補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

次の国県支出金返還金、障がい福祉課につきましては、平成29年度の国県支出金の障害者自立支援給付費、国県負担金、障害児入所給付費等国県負担金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、障害者医療費国県負担金及び小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業費補助金の額確定に伴う超過交付分の返還に伴い増額補正するものであります。

同じく生活福祉課につきましては、平成29年度生活保護費等国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費国庫補助金の交付額確定に伴い超過交付となった額が生じたため、返還金を増額補正するものであります。

同じく地域包括ケア推進課につきましては、平成29年度に概算交付されました低所得者利用者対策事業費補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

同じく健康増進課につきましては、平成29年度未熟児養育医療費県負担金の精算に伴い負担額が確定し、受入済額に返還金が生じたため、増額補正するものであります。

同じく子育て支援課につきましては、国県分の交付額確定に伴い、国及び県への返還金が生じたため、平成29年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金と児童入所施設措置費国県負担金となります。

同じく保育課につきましては、平成29年度において受け入れた保育所等整備交付金及び子供のための教育、保育給付費負担金について、超過交付となった分を返還するものであります。

続きまして、飛びます。46、47ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、2,327万円の減額であります。説明欄1行目、職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたこと、人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、増額もしくは減額を補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

説明欄2行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、こども医療費等の現物給付を行う地方単独事業の実施に伴い、国庫負担金が減額される額を一般会計から繰り入れるものであり、決算見込み額により補正減するものであります。

次の社会福祉施設整備費補助金につきましては、障がい者のグループホームの整備を予定している1法人に対して施設整備費の一部を補助するものであります。

3款1項2目の障がい福祉費の補正額は、232万4,000円を増額するものであります。説明欄1行目の特別障害者手当等給付事業費につきましては、2019年5月に予定されている改元に伴う総合福祉システム改修のための増額補正するものであります。

説明欄2行目の訪問入浴サービス委託費につきましては、訪問入浴サービス利用者増に伴い委託費が増えたため、増額補正するものであります。

次の3款1項3目高齢福祉総務費の補正額は、9,907万円を減額するものであります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金を増額したいというものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、介護保険事業計画に基づき行われる施設整備補助金、開設準備経費補助金の精査により、竣工、開設時期のおくれる施設等の補助金を翌年度払いとするために減額したいというものであります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、介護保険対象外の除草等の生活支援を行うサービスの利用者が当初見込みを上回っていることから、委託料を増額したいというものであります。

次の3款1項5目、国民年金費につきましては、75万6,000円を増額するものであります。説明欄、国民年金事業費につきましては、国民年金法の改正により、第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に関する規定が施行されることに伴い、既存の国民年金システムの改修が必要になった

ため、国民年金事業費委託料を補正増するものであります。

続きまして、次ページ、48、49ページをお開きください。3款2項1目の児童福祉総務費につきましては、2,510万7,000円の増額であります。説明欄2行目、子育て短期支援事業費につきましては、保護者が病気などで家庭で一時的に子育てが困難になった際、児童福祉施設等でお預かりする事業であります。現時点での利用実績並びに相談の増加が見込まれることから、増額補正をするものであります。

次の子育て支援マイサポートチーム事業費につきましては、園や学校への訪問回数の増加により費用弁償が不足するため増額補正するものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、子ども未来基金への寄附金とふるさと応援寄附金を子ども未来基金に積み立てするため増額補正するものであります。

3款2項3目の母子福祉費につきましては、651万円の増額であります。説明欄、不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている夫婦への助成額が増加したため、不妊治療費扶助費を増額するものであります。

続きまして、54、55ページをお開きください。4款1項3目の環境衛生費につきましては、900万円の増額であります。説明欄の住宅用太陽光発電システム等設置費補助金については、当初想定していた年間申請件数より増加することが見込まれることから、それに伴う不足分を増額補正するものであります。

以上、歳出における所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 続きまして、渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。

30、31ページをお開きください。12款1項2目1節社会福祉費負担金につきましては、7万4,000円の増額であります。説明欄、軽度生活援助員派遣負担金につきましては、軽度生活援助員派遣事業の利用実績の増に伴い、利用者負担金を増額するものであります。

次に、14款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、71万9,000円の増額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、訪問入浴サービス委託費の利用者増に伴い、国庫補助金を増額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、4万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金につきましては、子育て短期事業に対する国庫補助金を増額するものであります。

次に、14款3項2目1節社会福祉費委託金につきましては、75万6,000円の増額であります。説明欄、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事業に係る国からの委託金でありまして、国民年金事業費の補正増に伴い増額するものであります。

次に、15款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、1億518万1,000円の減額であります。

説明欄 1 行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、訪問入浴サービス委託費の利用者増に伴い、県補助金を増額するものであります。

説明欄 2 行目、地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、介護保険事業計画に基づく施設整備の竣工時期がおくれるため、今年度分の交付金を減額するものであります。

32、33ページをお開きください。説明欄 1 行目、地域医療介護総合確保基金、開設準備交付金につきましても、施設整備と同様の理由で交付金を減額するものであります。

次に、2 節児童福祉費補助金につきましては 4 万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金につきましては、子育て短期支援事業に対する県補助金の増額であります。

次に、17款 1 項 3 目 70 節児童福祉費寄附金につきましては、109万7,000円の増額であります。説明欄、児童福祉費寄附金につきましては、寄附金の受け入れがあったため増額するものであります。

次に、18款 1 項 1 目 1 節国民健康保険特別会計繰入金につきましては、5,693万9,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、平成29年度に一般会計から繰り入れた事務費繰入金等について、決算額に基づき一般会計に戻し入れをする必要が生じたため増額するものであります。

次に、3 目 1 節介護保険特別会計繰入金につきましては、1 億6,122万7,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、平成29年度決算に伴い、市が負担する一般会計繰入金の精査により生じた介護保険特別会計からの繰入金であります。

34、35ページをお開きください。2 項 5 目 1 節墓園管理基金繰入金につきましては、94万円の増額であります。説明欄、墓園管理基金繰入金につきましては、聖地公園、永代使用料還付金が増加したことにより墓園管理基金から繰り入れるものでありますが、当初予算は一般財源であったため、全額基金から繰り入れるものであります。

次に、22目 1 節再生可能エネルギー普及促進基金繰入金につきましては、100万円の増額であります。説明欄、再生可能エネルギー普及促進基金繰入金につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を増額補正する一部について、再生可能エネルギー普及促進基金より繰り入れるものであります。

以上で、歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第 2 表債務負担行為補正追加の所管関係部分につきましてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、7 ページをお開きください。5 段目の平成30年度住基ネットワークシステム機器賃借につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム機器が導入後 6 年経過し、本年度末で再リース契約が満了するため、平成31年 4 月から 5 年間の機器リース契約を締結するに当たり、平成30年度中に入札等の手続をする必要があることから、債務負担行為限度額を設定するものであります。

6 段目の平成30年度藤岡地域活動支援センター管理運営委託（指定管理者制度）から 7 段目の平

成30年度都賀地域活動支援センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、今年度末で指定管理期間が満了することから、新たに指定管理者と契約を行うため、平成31年度から平成33年度までの3年間の債務負担行為限度額を設定するものであります。

8段目の平成30年度老人福祉センター長寿園管理運営委託（指定管理者制度）から10段目の平成30年度老人福祉センター泉寿園管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、今年度末で指定管理期間が満了することから、新たに指定管理者と契約を行うため、平成31年度から平成35年度までの5年間の債務負担行為限度額を設定するものであります。

最後の段の平成30年度いまいずみ児童館管理運営委託（指定管理者制度）から8ページの1段目、平成30年度そのべ児童館管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、今年度末で指定管理期間が満了することから、新たに指定管理者と契約を行うため、平成31年度から平成35年度までの5年間の債務負担行為限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 47ページの上から3段目の社会福祉施設整備費補助金というものなのですが、詳細の内容を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

この社会福祉施設整備費等補助金につきましては、まず目的等でございますが、障がい者の日常生活及び社会生活を支援することを目的としまして、障がい者のための共同生活援助の障がい福祉サービスを提供する施設の整備を行うというものでございます。

なお、今回1施設でございますが、栃木市大平町川連でございます天成会が予定されております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海成和君） グループホームだということなのですから、定員等を教えていただけますか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 定員は6名でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 55ページ、住宅用太陽光発電システム設置費補助金なのですから、これ何件なのでしょうか、補助金は。

○委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 今度予定は90件でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 当初予算は何件見ていたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 当初は210件を予定しておりました。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 要は最終的に300件ということですか。来年の予算もそのくらいの予算をとっていくのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 来年度につきましては、若干減るかとは思っていますので、少し件数は下げる予定であります。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） できるだけ自然エネルギーを使うように宣伝していただいて、予算もある程度つけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 関連で済みません。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今蓄電池が減らされているのですけれども、蓄電池の使用の補助金というのは考えていないのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 太陽光のパネルと一緒に、昨年度から住宅用の固定型の蓄電池につきましても補助金を支出しております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今年何件ぐらい出していますか。

○委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。

- 環境課長（櫻井 茂君） 今年につきましては、46件今までにお支払いしております。
- 委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。
- 委員（梅澤米満君） 金額的に幾らなのか、あるいは補助率は幾らまで補助しているのかをちょっと聞きたい。
- 委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。
- 環境課長（櫻井 茂君） 最高で10万円です。また、10分の1限度で、最高が10万円という形になっております。
- 委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。
- 委員（梅澤米満君） わかりました。今後が増えるだろうと思っているのです。だから、予算を組んでもらったほうがありがたいかなという気持ちでいます。お願いします。
- 委員長（古沢ちい子君） 要望で。
- 委員（梅澤米満君） 要望で。
- 委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。
- 委員（浅野貴之君） 49ページでお伺いいたします。不妊治療費助成事業費についてですが、補正を組む理由、申請件数が多い等なののでしょうか、お伺いいたします。
- 委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。
- 保険医療課長（間中正幸君） 不妊治療費助成の当初予算につきましては950万円、1件当たり平均助成額を約9万5,000円というふうに見込んでおりましたが、件数にして100件を見込んでおりましたが、今後の見込みといたしまして、1件当たり平均助成額が約12万3,000円、130件で算定し、トータルで1,600万円の支出を見込み、今回650万円の補正増をお願いするものであります。
- 今年度の1件当たりの平均助成額が当初の見込み約9万5,000円を上半期の実績で約12万3,000円ということで、想定以上に上回っていることから補正をお願いするものでございます。
- 委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。
- 委員（浅野貴之君） ありがとうございます。県の補助金もあつたかと思うのですが、その辺の線引きというのはどうなっているのでしょうか。
- 委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。
- 保険医療課長（間中正幸君） 県の事業につきましては、特定不妊治療といいまして、体外受精及び顕微授精に係る治療費助成が補助金の対象となっております。本市におきましては、その県の補助金を控除した残りに対しまして、15万円を限度として2分の1を補助しているというようなことでございます。
- よろしく申し上げます。
- 委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。
- 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 49ページなのですが、子ども未来基金積立金についてちょっと内容をお願いしたいと思うのですが、ふるさと応援寄附を使っているのと寄附ということがありましたので、ちょっと内訳を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ふるさと応援寄附の部分と、今回は直接寄附ということで現金の寄附が個人の方から1名と企業団体から1件ということでいただいております。

内容におきまして、ふるさと納税のほうでは499万9,000円ということで約500万円、直接寄附、一般寄附のほうは100万円と9万7,000円ということで2件を計上させていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ふるさと納税につきましては、子ども未来基金のほうへお願いしますとか、そういうことがあるのですか、それとも割合で入れているのかちょっとお聞きします。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 今年度から子ども未来基金ということ今回つくりましますよということでお示しさせていただいたと思うのですが、そういったものを踏まえて、ふるさと納税のメニューの中に、こういう基金を子供のための基金ということでメニューをつけさせていただいて、そこに選んでいただくということと、あとはそれ以外の福祉基金というほかからもいただいて、ちょっと予算を計上させていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員、了解。

○委員（梅澤米満君） いいです。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 47ページの下から3段目というか、老人福祉施設等整備事業補助金、これ1億554万円減額なのですか、施設整備がおくれているということなのだけでも、これは具体的にどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、この事業補助金の中には2通り、施設を直接整備する補助金と、いわゆる施設の開設準備に関する補助金と、2種類がこの中に含まれています。

具体的には、まず1点目といたしまして、第6期、この前の平成29年に選定をいたしました小規模の特別養護老人ホーム、地域密着型特養といいますが、これが惣社、国府地区に1つ、29ベッド、それと平井町に1つ、29ベッド、事業所は決定しておりますけれども、工事の関係で工事着手等がおくられて年度内完成が見込めないというところで、開設準備の経費等についての今回は落とさせていただいて、また来年度計上させていただくというような、そういうものになります。

それと、もう一点は、この平成30年度の当初予算編成のときにはまだ第7期、今年度から始まる

第7期の介護保険の計画が完全に定まっていない時期でございましたので、第7期で想定する施設もある程度整備の予算化をさせていただきましたが、第7期計画が完全に定まり、その時期は平成31年度で決定したものですから、その部分のところについて今回補正減をさせていただいているというものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解しました。

49ページで、保育所費なのですけれども、職員人件費は聞いていいのかな、かなり減額になっているのですけれども、保育士がかなり減っているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） ちょっとお待ちください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 質問の内容をもう少し、済みません。途中でとめてしまいました。

○委員（白石幹男君） 保育士の確保というのはできているのかどうか伺います。

○委員長（古沢ちい子君） 保育士の確保。

小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） 申しわけございません。保育士の確保ということにつきましては、通常の職員ということであれば、今年度は5名を採用予定ということで、職員課のほうで進めているというような情報は確認しているところです。

なお、臨時職員につきましては、年度途中育休等により職員が休むという場合もあるのですけれども、適宜職安等募集をかけながら進めております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 本年度というか、来年度の採用という形ですよ、5名というのは。今現在は、保育士の確保というのは十分できている。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） ただいま申し上げましたように、今年度、要は年度途中で育休等、そういった部分でお休みされる方もいらっしゃいまして、十分であるかという、ちょっと十分ではないという状況にもなっております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 関連で。

○委員（針谷育造君） 関連なのですけれども、6,657万円という非常に大きな金額だと思いますけれども、これの先ほど保育士は間に合っているというか、今の体制の中では大丈夫だということで、6,657万円の減額の主な理由というのを教えてください。

○委員（白石幹男君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） 申しわけございません。職員人件費のこの積算に当たりましては、職員課のほうで全体を見まして、勘案して提出いただいている部分でございますので、こちら所管課のほうではちょっとわかりかねるというような状況となっております。

○委員長（古沢ちい子君） 所管に関連する内容を質問していただいて、職員課ではない。
針谷委員。

○委員（針谷育造君） 要望したいと思います。後日でも結構ですから、職員課とよく協議をしながら6,657万円というのがどうなっているのか、やっぱりこの委員会とすれば聞きたいことで、職員課のほうに、総務になるのかと思いますけれども、関係する委員会としてもぜひこのことは知っておくべきかなという気がいたしますので、お願いをしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） そのほかいかがでしょうか。
内海委員。

○委員（内海成和君） 7ページの債務負担行為なのですが、指定管理者は先ほどやったのでやらない。

○委員長（古沢ちい子君） ちょっと静粛にお願いいたします。

○委員（内海成和君） やらないので、所管の一番上の住基ネットワークシステム機器賃借ということで上がっているのですけれども、こういうものというのは年度初めにもうわかっているものなので、今さらこんなのを今の時点で上げてくるというのはどういうことなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

平成30年度の当初予算の段階では、再リースというものを考えておきまして、再リースの契約というのが業者と交渉しましたところ、年度をまたぐことができないということで、平成30年度の末で切れてしまうということになってしまいましたので、急遽平成31年度当初から、4月から新しい契約をとということになりましたので、前年度に予算の裏づけがなくなってしまいますので、入札等ができなくなってしまいますので、債務負担行為を設定したということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 再リースということは同じ、リースというのは、これは競争でやるようなものなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） そのとおりでございます。リース契約につきましても入札で実施させていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） そのリースが変わるということで、中のシステムも変わるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

システム自体は、栃木市の場合、住民基本台帳のシステムというものをTKCに委託しておりますので、中のシステム自体はTKCのものを利用するというので、その機器につきましてもそれに付随するものなので、TKCのほうで調達することとなりますが、そのリース会社というものは入札によって決定するというのでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第13、議案第106号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第106号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。

平成30年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億5,192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億2,813万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、106ページ、107ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額27万円の増額であります。説明欄、国民健康保険事務費につきましては、国保情報データベースシステム改修に係る業務委託料につきまして補正増をするものであります。

続きまして、108ページ、109ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額4億9,130万6,000円の増額であります。説明欄、一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、診療報酬支払い経費の支出の伸びによりまして予算に不足が生じると見込まれることから、補正増するものであります。

続きまして、110ページ、111ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額2億7,753万9,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、納付金の額が確定いたしましたので、確定額に合わせて補正減するものであります。

3款1項2目退職被保険者等医療給付費分、補正額3,484万2,000円の減額であります。説明欄、退職被保険者等医療給付費分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせて補正減を行うものであります。

112ページ、113ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額2億504万9,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせて補正減をするものであります。

3款2項2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、補正額1,433万8,000円の減額であります。説明欄、退職被保険者等後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせて補正減をするものであります。

114ページ、115ページをお開きください。3款3項1目介護納付金分、補正額1億2,341万1,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせて同じく補正減をするものであります。

116ページ、117ページをお開きください。5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、補正はありませんが、歳入の国庫負担金及び県交付金の補正増に伴い財源内訳を変更するものであります。

118ページ、119ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額7億7,579万4,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算

剰余金相当額を保険財政調整基金に積み立てするため、補正増をするものであります。

120ページ、121ページをお開きください。8款1項3目償還金、補正額1億8,279万円の増額であります。説明欄、療養給付費等負担金等返還金につきましては、前年度の療養給付費等負担金、療養給付費交付金、特定健康診査等負担金の精算に伴う返還金及び特別調整交付金に係る自主返納金につきましては補正増するものであります。

122ページ、123ページをお開きください。8款2項1目他会計繰出金、補正額5,693万9,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた事務費繰入金等につきましては、決算額に基づき一般会計に戻し入れをするため補正増をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、102ページ、103ページにお戻りください。4款2項1目1節過年度分、補正額56万3,000円の増であります。説明欄、過年度分につきましては、前年度の特定健康診査等負担金の精算の結果、国庫負担金が追加交付となったため補正増するものであります。

次に、6款1項1目2節特別交付金、補正額1,314万4,000円の減額であります。説明欄、保険者努力支援分につきましては、今年度から新たに実施されることになりました保険者の経営努力に応じて交付される県交付金でありまして、内示額に合わせまして補正減するものであります。

次の特別調整交付金分につきましては、国保情報データベースシステム改修費に対する10分の10の交付金でありまして、収入見込み額により補正増するものであります。

次に、6款3項1目1節過年度分、補正額56万3,000円の増であります。説明欄、過年度分につきましては、前年度の特定健康診査等負担金の精算の結果、県負担金が追加交付となりましたため、補正増するものであります。

次に、8款1項1目2節その他一般会計繰入金、補正額3,890万5,000円の減であります。説明欄、地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、こども医療費等の現物給付を行う地方単独事業の実施に伴い、国庫負担金を減額される額を一般会計から繰り入れるものであります。収入見込み額により補正減するものであります。

次に、9款1項1目1節療養給付費等交付金繰越金、補正額858万9,000円の増であります。説明欄、療養給付費等交付金繰越金につきましては、前年度の療養給付費等交付金の精算の結果、返還金が生じたことから、返還金と同額を前年度からの繰越金として計上するため、補正増するものであります。

104ページ、105ページをお開きください。9款1項2目1節前年度繰越金、補正額8億9,425万4,000円の増であります。平成29年度決算剰余金のうち、療養給付費等交付金繰越金を除いた額を繰越金と計上するものでありまして、収入見込み額に合わせて補正増するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 123ページで一般会計の繰入金ということで、国保会計へ繰り入れるというのはよくわかるのですけれども、繰り出す、返すということなのですが、この詳細を教えてくださいませんか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 一般会計繰入金につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、地方単独事業保険給付費繰入金の精算額、あるいは事務費繰入金の精算額が要するに多く特別会計として頂戴していたということで、その分を返還するものでございます。金額といたしましては、地方単独事業保険給付費繰入金の精算額が約4,760万円、事務費繰入金を約890万円返還するというものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） ある程度のお金の出入りというのは仕方がないと思うのですけれども、結構4,700万円とかというのは大きいようにも感じるのですけれども、見積もりが甘かったとか、そういうのが原因なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、重度心身障害者医療費につきまして、平成29年度に償還払い方式から現物給付に変更したため、国庫負担の減額分が大幅に増額するものというふうに見込んでおりました、一般会計からの繰入金を算定しておりました。

しかしながら、重度心身障害者医療費の対象者のうち、人工透析により特定疾病医療の対象となっている方については、国庫負担の減額対象にはならないということが判明いたしまして、その分を大幅に減額させていただいたという経緯でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 多分歳入のほうともリンクしているのかなというふうにも思ったりもするの

ですけれども、こども医療費ということで現物給付という、そこでの出し入れもやっているのかなと思うのですけれども、ここには子供の現物給付の費用というものは加算はされているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 総額で4,760万円の返還ということでございますが、こども医療費分についても500万円ほど含まれております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 100ページにしましょうか。平成30年度から新しい都道府県単位になって、納付金が6億5,000万円ほど減額補正になっておりますけれども、この要因は何でしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 事業費納付金につきましては、当初予算編成時点におきましては、予算要求の締め切り等もございますので、去年の夏の時点での県の示した標準保険料率で算定をしておりました。

しかしながら、その後最終的に確定、数値が年明け今年の1月ごろに示されたということで、予算のほうをもう既に予算書印刷に回っているというようなことで、修正するのが間に合わなかったということで、大変申しわけありませんが、今回補正減をさせていただいたということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、当初というか、48億何千万円が県から示された納付金なのですけれども、そうすると6億5,000万円ほど多く見積もったわけですね。それによって国保の保険税のほうに大きく影響したのではないかと思いますけれども、多く見積もったから国保税がより高くなっているという状況になっているのではないかと思いますのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 事業費納付金につきましては、ご指摘のとおり当初予算の編成の段階では6億円ほど多かったということでございますけれども、要するにその分税率を引き下げられたのではないかというようなお話ではないかと思うのですが、本市では合併後に保険税率を抑制して設定いたしました結果、平成24年度、平成25年度の2年間で約5億円の基金を取り崩しまして、平成26年度から平成28年度の3年間で約14億円の一般会計からの赤字繰り入れを行い、財源を補填してきたところでございます。平成30年度に保険税率を引き下げたといいたしましても、基金残高がわずかしかないため、翌年度にはすぐに財源不足となりまして、税率を引き下げてもすぐに引き上げなければならなくなるというような事態が想定されますことから、被保険者の混乱を招くおそれがあったということで安定的な財政運営を図るために、一定規模以上の基金を確保する必要がある

と判断いたしまして現行税率を据え置きさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりましたということはないのだけれども、それについて119ページで、前年度の基金積立金が7億7,500万円ほどありますけれども、これは平成29年度の繰り越しですよ。そうしますと、これが財政調整基金に入るということで、基金残高というのは現在どのくらいになっているのか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 平成29年度末現在の基金残高は約3億円でございましたので、今回の補正後の積立金額約9億7,000万円を合わせますと、今年度末には約12億7,000万円程度になるというふうに見込んでおります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それだけゼロになってしまったのが平成28年、平成29年で12億円を積み立てたというか、余計に保険税を取ったのが原因だと思うのですけれども、いかがなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 平成29年度に決算剰余金が約9億7,000万円発生したという原因につきましては、平成28年度からの繰越金が約6億円ほどありましたこと、あと前々年度の前期高齢者交付金の追加交付が例年の2倍以上となる約6億4,000万円ほどあったということが主な要因でありまして、保険税率が高過ぎたことが要因ではないというふうに判断しております。

制度改正によりまして、前期高齢者交付金等の平成29年度分の精算額が確認できないため、あくまでも推計になりますが、繰越金や過年度分の精算を除いた平成29年度の実質的な単年度収支はほぼプラス・マイナス・ゼロということで、決して大幅な黒字になっているというわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成30年度も保険税は変わらなかったわけですよね、平成29年度に引き上げて。だから、平成30年度の予想としては、やはりかなりの繰越金が出るのではないかなと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 現時点で確定的なことは申し上げられませんけれども、数億円単位で繰越金が出るものと想定しております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今現時点でも12億円ということで来年度保険税の、運営協議会でもこれからやるわけですけれども、こういった基金なんかも使って引き下げができるのではな

いかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 税率の見直しにつきましては、本年度一番最初に私どもも国保運営協議会の委員さんにもお諮りいたしまして、基本的に県のお示しする標準保険料率をもとに算定をしたいというふうに考えておりますが、委員のおっしゃるのは多分それだけではなくて、基金をある程度取り崩して下げ幅を増やせというようなことだと思いますけれども、基金につきましては実際問題といたしまして、例えば一つの例なのですけれども、今現在毎年約2,000人前後の被保険者数が減少しておりまして、およそ2億円前後の保険税収入が毎年減少しているような状態でございます。

例えば話ですが、その標準保険料率に合わせて税率を改正したといたしましても、2年目は2億円、3年目は4億円、4年目は6億円の税収が不足するということになりますので、これはあくまでも税率を据え置いただけであったとしても、3年間で12億円基金の取り崩しが必要になってしまうということになりますので、そのほかに当然これから事業費納付金は毎年医療費の伸びで増嵩していくというふうに予想されますので、申しわけございませんが、基金は今後の保険税の激変緩和のためにも使用させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 被保険者が2,000人以上1年間に減っていくということは、逆に医療費も減るといふ、比例して減るのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） おっしゃるとおり総額保険給付費全体では減少しておりますが、1人当たりの保険給付費は毎年増嵩しております。すなわち伸び率の兼ね合いと減少率の兼ね合いでどうなるのかというお話になると思うのですけれども、私どもとしては当然医療費は伸び続けていくというふうに理解しております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 議論はそこら辺までにしておいて、今国保税限界ですよね、払う市民にとっては。ですから、そういった基金も含めて、一般財源からも含めて保険税を下げっていくということを要望したいと思います。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 要望で。

ほかにいかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 要望に私もなるかと思っておりますけれども、低所得者に対する減免措置が2割、5割、7割ですか、その一方では、高所得者に対する頭金というのがあるかと思っておりますけれども、

現在どのような財源の配分になっているのか、例えば低所得者に5億円まけているというか、減額していますよと、上の人、高所得者には何億円ぐらいおまけしていますと、そういう数字がありましたらちょっと教えていただきたいなと思うわけです。あと、人数等もありましたら。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 平成29年度の決算ベースになりますけれども、低所得者の軽減額は約7億5,000万円軽減しております。これにつきましては、全額公費で保険基盤安定繰出金という形で補填しておりますので、限度額を超過されている方につきましては、超過額につきまして約4億5,000万円程度の額があるというふうに判断しております。

世帯数、人数等でございますが、同じく平成29年度決算ベースで、低所得者の軽減世帯が1万2,963世帯、全世帯に占める割合にいたしまして約53%、限度額超過世帯につきましては780世帯ということで、全世帯に占める割合にして約3%の状況というふうになってございます。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 税は応能負担、これが原則でございますので、仮に4億5,000万円高所得者の人に幾らかでも負担をお願いするということは、これは条例で決めなければならないかなと思いますけれども、そういうことも考えているというような状況はございますか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 限度額につきましては、基本的には地方税法施行令で改定される、法令に基づくものでございますので、私どもは毎年その法令をにらみながら改正をしているというようなことでございます。

ただ、当然厚生労働省のほうの審議会等の議論におきましても、いわゆる市町村の側、自治体の側から限度額についてももう限界に来ているのではないかと、要するに限度額を負担する方が国保の世帯の場合は中所得の世帯のほうにまでおりてきているというような現実もありますので、そのような要望を市長会とかを通してしてまいるべきだというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 地方6団体というのもありますから、努力をぜひしていただいて、1兆円が要望して3,400万円でしたか、そういう実績等もあるものですから、行政の最も大事な仕事は命あるいは健康を守るということですので、ぜひ奮闘を願いたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 要望で。

○委員（針谷育造君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 歳入の103ページなのですけれども、保険者努力支援分というので1,341万

4,000円が減額になったと、これは栃木市が怠慢したということではないのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 保険者努力支援制度交付金につきましては、制度改革に伴い平成30年度から本格運用となりました国の交付金ではございますが、平成28年度からもう既に前倒しで実施されておりました。平成30年度当初予算は、平成28年度の実績をもとに算出いたしました。本格運用に当たりまして、交付金算定等の指標の見直しが行われたことなどにより内示額が当初見込み額を下回ったということございまして、いわゆるペナルティーを食って減額になったということではありませんので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第106号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第14、議案第107号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいても結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第107号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の15ページをお開き願います。平成30年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,261万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,286万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、補正予算書の134、135ページをお開き願います。1款3項2目認定調査等費は、予算科目の変更であります。直営の介護認定調査員の退職に伴い、非常勤職員報酬を減額し、視察等への要介護認定調査委託料を増額したいというものであります。

136、137ページをお開きください。2款3項1目審査支払手数料は、国保連で行う審査支払い件数の減により審査支払い手数料を減額したいというものであります。

138、139ページをお開きください。2款4項2目高額介護予防サービス費は、要支援者の高額サービスが増加したことから、給付費を増額したいというものであります。

140、141ページをお開きください。5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の補正額は5,545万1,000円を増額するものであります。説明欄1行目の通所型サービス負担金は、総合事業の中の通所型サービス事業者への負担金であり、サービス利用者が当初見込みを上回っていることから増額補正したいというものであります。

次の生活支援サービス事業費（配食）は、配食サービスの委託料であり、サービス利用者が当初見込みを上回っていることから増額補正したいというものであります。

142、143ページをお開きください。7款1項2目償還金の補正額は、2億8,458万3,000円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成29年度決算の確定に伴い、収入超過となった国庫支出金を返還する償還金であります。

144、145ページをお開きください。2項1目他会計繰出金の補正額は、1億6,122万7,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、平成29年度決算の確定に伴い、収入超過となった一般会計からの繰入金を返還する繰出金であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、130、131ページをお開き願います。4款2項1目調整交付金は229万9,000円、次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は919万7,000円を増額補正するもので、総合事業の増額に対する国からの交付金であります。

次の5目保険者機能強化推進交付金は、補正額1,000万円の増額であります。説明欄、保険者機能強化推進交付金は、保険者が地域支援事業の充実等に活用する交付金で、今年度新設されたものであります。

次の5款1項2目地域支援事業支援交付金は1,725万8,000円の増額で、現年度及び過年度の社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次の6款1項1目介護給付費負担金は906万円の増額で、平成29年度決算確定に伴う県からの追加交付分であります。

次の6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は574万8,000円の増額で、県からの交付金であります。

132、133ページをお開きください。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は1,048万1,000円の増額で、一般会計からの法定繰入金であります。

次の10款1項1目繰越金の補正額は4億3,248万7,000円を増額するものであります。これは、今回の補正に係る財源として前年度繰越金を繰り越すもので、増額補正したいというものであります。

次の11款3項4目雑入の補正額は473万1,000円の増額であります。これは、配食サービスの利用者増に伴う自己負担金の増額であります。

以上をもちまして、平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 141ページですけれども、地域支援事業費で通所サービスの増額、この要因は何なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） これは、当初予算のときにもご説明申し上げましたが、昨年度から総合事業に移行したことによりまして、介護保険の要支援者の給付費が減り、総合事業のこの通所型の利用のほうが増えるという形で当初予算計上いたしましたが、さらにその計上を上回る形で今回利用者が伸びているということで補正をお願いしたいというものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この地域支援事業費というのは、要支援1、2も含めてですか。そうしますと、この中で要支援者以外、認定以外の人、該当するみたいな人がいるのだろうけれども、その方たちというのはどのぐらいに増えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 現在この通所型サービスの利用者が月々で変動がございまずので、若干変動ございますが、大体600人前後ぐらいの方が利用しております。その600人のうち

の大体350人前後ぐらいが、いわゆる要支援の認定を受けていない、事業対象者という言い方をしますけれども、その対象の方という部分のところになります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 受け入れる施設としては、これは介護報酬は低くなるわけですね、そういう人たちについては。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護報酬の設定につきましては、いわゆる国相当サービスという部分のところと緩和型サービスという種類がございまして、現在先ほど申し上げました600人の内訳のうち、緩和型を使っている方は6名しかおりません。大部分の方がいわゆる国相当、従来の事業所に入る報酬と変わらない報酬で対応しているというような、そんな状況になります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特に介護事業所としては、収入が減るといような事態には今のところなっていないということでよろしい。では、いいです。

その下は、配食サービスというのは、これは当初にはこういう事業があったかどうかちょっと定かではないのですけれども、この点についてはどういったことで1,100万円が出てきたのか教えていただきたい。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 配食サービスにつきましては、月曜日から金曜日までの昼間食事をひとり暮らしのお宅等に届けるサービスでございますけれども、今回予算を見積もるに当たりまして、前年同時期、平成29年の10月末実人員558人の利用であったところが、本年につきましてはもう既に602人ということで約50人増えているというような、そういう状況になっております。それに合わせる形で、どうしても配食サービスの委託料が不足を生じるということで補正をお願いしているという内容で、具体的な理由といたしますと、1つはやはり独居の方が増えているというような部分のところ、もう一つはいわゆる配食サービスがこれまでは安否確認が主であったのですけれども、今は例えば腎臓病の方には腎臓病食を出すような事業所も出てまいりました。いわゆる栄養指導という観点からも配食サービスを利用する、そういう利用者が増えてきたという観点もございまして、利用者が増えているものというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに。

内海委員。

○委員（内海成和君） 133ページの繰越金ということで、4億円も繰り越すのですけれども、これは保険料が上がったという形でいいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 繰越金につきましては、最終的な精算は次の3月議会で

う形になっておりますけれども、今回はこの12月補正に合わせる部分のところ、12月補正で対応する部分のところの繰越金という形で上げさせていただきました。

平成29年度というのは、第6期介護保険事業計画、平成27年から平成29年の最終年でございまして、その最終年で現実に給付費等を精査したところ、繰り越しが生じている、その繰り越しに類する部分のところの中から、法定の割合で国に返すべきものは国に返す、市町村の一般会計に返すものは一般会計に返すというような、そういう手続を今回の補正で計上させていただいたものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 繰り越しが出るというものを集めた保険料よりも使用のほうが少ないというふうにとってもいいのですよね。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり保険料を含め、国等からいただいた給付費よりも実際の給付費が少なかったということになります。影響額とすると、これは多くの人の方から保険料をいただいておりますので、大体1人当たり前回の第6期の保険料が50円ぐらい少し多く徴収されていたという計算になるのかなと思いますけれども、この部分はちょうど第6期が地域支援事業が導入されるというような、そういう過渡期であった中なので、ある程度見込みの部分のところとしてはやむを得ない部分かなと。

現実的には、繰り越した部分の中で、それぞれ給付で返さない部分のところ、純粋な繰越金につきましては、3月の議会で今度は基金に積み立てをするという部分のところ、今期の7期に有効活用させていただく形になりますので、そのような形での手続をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 145ページ、これらは国保にも言えることなのですが、今までの国保会計を見ておりましたも、介護を見ていまして、一般会計からの繰り入れということをやってきて、バランスをとりながらできるだけ負担をさせないということがずっとやってきたと思うのですが、今度県に一括するというので、介護保険は別ですけれども、国保なんかもそうなるということによって、一律に栃木市なら栃木市に特色のある徴収ということではなくなるというような心配も私はしているのですけれども、そういうことはないのでしょうか。他会計拠出金は、それは国保はそうですけれども、このものについて余ったから返したのだよという単純なものなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護保険の場合は、ここに書いてあります一般会計繰出金

には2種類ございまして、1つはいわゆる介護保険の給付費用の法律で12.5%は市町村持ちですよという部分のところになりますので、まずその法定の給付の部分のところ、これは給付費が余った場合には12.5%でも、その差の部分のところはお返しをするという形になります。もう一つの繰入金、いわゆる事務費繰入金という部分のところ、それと人件費繰入金部分、これは市の単独で事務に係る経費等に対する事業を繰り入れている部分のところでございますが、これについては人件費等の剰余が出た、あるいは事務費で剰余が出たといったときには、その剰余分をそのまま一般会計に戻すというような、そのような形で手続をとらせていただくものになります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（針谷育造君） 結構です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変にご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第3号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第15、陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願、陳情文書表を書記に朗読させます。

新村書記。

〔書記朗読〕

○委員長（古沢ちい子君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

挙手でいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この医療費の窓口負担だか、患者負担の陳情については抑えるというか、値上げしないということについて賛成の立場で意見を言いますが、まずは調べてきたのだけれども、今後安倍政権によって社会保障費の自然増を抑えるために、かなりの高齢者に対して負担を求めてきているのが現実であります。

例えばこの70歳から74歳の窓口負担、これ2割に引き上げたのが2014年から、今、年度ごとに引き上がっていると、入院患者の食料費の引き上げも2016年度から2017年度にかけて引き上がったと。これ具体的には1食260円から460円、そういった負担増もあります。紹介状なしで大病院を受診した人に対しての追加徴収というのも、これ5,000円も取られるようになったと、あと薬代についても風邪薬とか頭痛薬とか、そういう一般的なものについては保険適用外というようなこともやられています。そういった意味で、やっぱりこれ以上の負担増、年金は下がっているわけですから、これはぜひ高齢者、特に高齢者は病気がちになるわけですから、そういった医療費を抑えるということで、逆に重症化するという部分もありますので、ぜひ高齢者の声、高齢者というか、今置かれている市民の声、国民の声を届けるためにもこの意見書を採択して、陳情書を採択して国に上げるべきだと、私はそう思います。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。ご発言をお願いいたします。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私は、不採択の立場で話をしたいと思うのですが、確かに国保財政も赤字のように感じますし、介護保険もそうだろうし、いろいろ諸問題が大変な状況の中で、団塊の世代がだんだん、だんだん増えてくるということになりますと、医療費が非常にかかってくるのだらうなと思っています。そういう中で、やはり今少子高齢化の中で若い世代に余り負担かけないように、現状の維持でよろしいのではないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに意見はいかがでしょう。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も反対の意見として、先ほど梅澤委員から言ったように、これから団塊世代の人が相当増えていくと、一般会計の繰り出しもどんどん増えていく状況で、これ減るといことがないので、しばらくの間。そうすると、本当に一般会計の負担が増えていくということ

は財政も厳しくなるということで、多少年寄りの方にも負担をかけながらやっていかないと財政が厳しいのではないかなと思っています。

それと、国のほうでは来年10月から消費税2%上げて10%、その上げた中で国のほうでもいろいろな対処をしてくれると思いますので、今回は反対ということで私は進めていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにご意見いかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 先ほども言いましたけれども、行政や政治、これはやっぱり市民や国民の命をまず健康を守ることが第一前提で、人格を尊重するということにもつながるかと思ひますけれども、本当に確かに医療費というもので今申し上げられましたように医療費がかさむと。それは、命、健康の問題は金の問題ということだけで片づけていいのか。やっぱりそこにいる人たちが、生きるために医者にもかかるし、もう我慢をしながら医者にかかっている実態があるとすれば、これ以上負担をするということは、私たち市民の立場で物を考えたときに、財政ももちろんですけれども、市民の立場で考えたときには採択して、年金等も減っている人たちにそんな負担をさせないで、豊かな老後を暮らしていただき、そのためには対策をしていただきたい、賛成の立場で意見を申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかはいかがでしょうか。よろしいですか、進んで。よろしいですか。意見ございますか。反応がございません。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） この国民皆保険制度、いつでもどこでも誰でも医療機関を受診できる、これは世界に冠たる制度でありますから、これは守らなければならない、こんな思いであります。

しかし、この我が国の健康保険制度、老人保健制度から始まりましたが、現在の状況を鑑みれば、2025年問題なども取り上げられておりますが、被保険者が自己負担をするというのは、今の社会情勢を考えればある種必要なのかもしれないというような率直な思いがあります。国民皆保険を守るということを考えれば、もちろん医療費は安いことにこしたことはありませんが、今の現状を鑑みれば、それなりの応能負担が必要だと思ひます。それをしてこそ国民皆保険制度が守られるのだろうという思いであります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論というか、皆さんのご意見をいただいて、そしてもう採決に行ってしまうので、今お話、ご意見ございましたら。

内海委員。

○委員（内海成和君） 私は、賛成の立場で発言させていただきます。

先ほど言われましたけれども、基本的に今というのは医療というものは負担というものは増やされています。それを今の時点でとめるというのであるならば、これは採択しなければいけないと思いますし、我々が国に要望するというときに財源の裏づけまで我々がしなければいけないかといったら、しなくてもいいです。この間も言いましたけれども、道つくれ、ダムつくれと言っていますけれども、その財源を裏つけてその要望をしていますか、私たちはしていません。私たちは、こういうふうな社会であってほしい、こういうふうにしてほしいというものを国に言えばいい。それを考えるのは国なので。国は今、一人一人医療に対してお金をかけようという気はありません。それを変えさせなければいけない、それを変えさせるのが我々の仕事。地方議会が国に意見していくことだと思えます。我々は、国の立場に立って、国のやることに賛成するのではなくて、市民の立場に立って、市民が望んでいることを国に届けなければならない。我々はそういうふうに思います。私は、これに賛成いたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。大浦副委員長、いいですか、どうぞ。

○副委員長（大浦兼政君） 前回保険医協会さんからお越しになってご説明を受けた結果、私も内容は当たり前のようにいいことだとはもちろん発言させていただきましたが、まず保険医協会さんの存在といえますか、活動内容を見させていただきますと、開業医の生活、地位を守るためにある団体ということで、全病院といえますか、医師会との協力もしているわけではないという一部の意見であるというもこの前のことでわかりましたし、市としてこの保険医協会さんの陳情を受けるべきではないという私の考えで、今回は反対させていただきます。失礼。不採択させていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） それでは、皆さん、全員ご意見いただきましたので、採決のほうに進んでよろしいでしょうか。

それでは、陳情第3号についての採決をいたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	白石幹男	内海成和	針谷育造	〕
	反 対	梅澤米満	松本喜一	浅野貴之 大浦兼政	

○委員長（古沢ちい子君） したがいまして、陳情第3号は起立少数でありますので、不採択といたしました。

◎陳情第4号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第16、陳情第4号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願、陳情文書表を書記に朗読させます。

新村書記。

〔書記朗読〕

○委員長（古沢ちい子君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言に際しましては、陳情の趣旨やその論点等につきまして、さらには陳情に対する賛否などをご自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これについても、私は採択すべきという立場で意見を言いますが、難病というのは、私の姉も難病なのです。ずっと若いときから肝臓関係の。かなり医療費もかかったり、治る見込みがないというような状況で、難病になっている人たちの負担というのはかなり多いのだと思います。やっぱり難病というように治療方法がわからない、そういったことで、2014年で法改正で2015年から、かなり難病の指定される病気は増えたのですよね。ただ、それによって逆に軽度者、特に症状によって薬が効いて症状が軽度になると、医療費は変わらないのだけれども、助成が受けられなくなるとか、そういったこともあって、かえって負担が増えているというような状況もあります。ここにも、軽度者対象除外を行わないようにというふうになっていますけれども、そういった難病というのは、治療の方法もなかなかわからないという状況の中で、やっぱり負担増というか、負担させないというのが本来のあり方だと思いますので、ぜひこの陳情については採択をすべきだと思います。

先ほど副委員長から、保険医団体は少数派でということではない。やっぱりこの内容を見て判断すべきだと私は思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。ご自由に。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、採択しないほうでなのですけれども、白石委員が言ったのも多少はあるのですけれども、私も身内とかいろいろな中で難病の方で認定されてちゃんといろいろ助成を受けていると。そういう医療助成を受けるには、先生の診断をしっかりとやった中で、これは難病と認められたものをやると。これを見ていると、何でもいからそうなら全部医療補助をしろというのではなくて、やっぱりある程度の線を決めながらやっていかないと、また薬関係も難病に効く薬を相当今開発している状況ですよね。そういうので、国に確かにそういうのの負担をなくせとか全部補助しろと言っても、先ほど医療関係も同じように国でも借金、地方でも借金、できるだけそれは全部負担してやれば一番最高の状況なのでしょうけれども、それなりの負担もやむを得ないのかなと思う中で、私としては不採択とさせていただきたいと思っています。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 私は賛成の立場で、先ほども言いましたけれども、本当に人として生きてい

くという。難病ということになりますと、まさに一番死に近い立場に残念ながら今立っていると思うのです。そのために、私たちは生きる権利を奪ってはいけない、どんな理由があっても。それは、確かに財政危機ということはあるにしても、それでもなおかつ人の命を救う、人の命を守る、健康を守るということは、当然の人間として当たり前のことですし、これが政治的に利用されているからとか、私たちはもっと素直にこの陳情を受けとめて、ぜひこれは採択できるように、私は自分の立場では採択ということをお願いをしていきたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私は、前陳情と同じように不採択の立場でお話をしますけれども、限られた予算で物事は進めなければなりませんので、何でもお願いします、お願いしますだけではいけないのではなかろうかなというふうに私は思っています。

そういった中で、先ほどもお話もしましたけれども、本当に団塊の世代が非常に多くなってきて、これから消費税が上がるからそのような方向に行くかどうかはわかりませんが、現状の状況であるならば、やはり若い世代の人たちにツケを回すようなことはできませんので、私は今回は不採択でいきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私も不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情の理由の中にもございます難病法が成立をしまして、確かに国は難病の方の救済をしたということ、特定疾患の範囲を拡大するというような努力もしています。そういった中で、国が難病認定を拡大したということの中で、1,820億円という試算の中で、実際には1,385億円であったという指摘や、78万人から150万人に増えるだろうというような試算の中で、実際には94万人だったというような指摘がなされております。こういった数字の問題あるかと思いますが、こういったなぜ試算よりも少なかったのか、ここにもご指摘ありますが、こういった指摘についてはもう少し国の動向なんかを見きわめながら判断してもいいのかなと思います。今現在これを採択してということではなくて、もうちょっと国の動向を見守りながら採択すべきではないかなと思います。今現在は、採択すべきではないと思います。

○委員長（古沢ちい子君） では、大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほど申し上げたとおり、いいことを言っているというのはわかるのですが、市としての採択をすべきではないという私の考え。白石さんが個人的にやるというのだったら、全然お手伝いをするし、バックアップはするのですが、この民生委員会として採択をすべきか、市としてこれを陳情すべきかというのに対して、私の考えは不採択というのでございますので、ご

理解いただければと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 私は、採択の立場で発言いたします。

我々は何のためにいるのかということです。国のためにいるのではないです。市民のためにいるのです。それだけです。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） それでは、全員のご意見いただきましたので、採決のほうに移らせていただきますと思います。

ただいまから陳情第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	白石幹男	内海成和	針谷育造	〕
	反 対	梅澤米満	松本喜一	浅野貴之 大浦兼政	

○委員長（古沢ちい子君） 起立少数でございます。

したがって、陳情第4号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長に一任をお願いいたします。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 1時17分）